

石川県公報

令和2年3月26日(木曜日)

号 外

(第13号)

目 次

| 条 例 | | | |
|---|----|--|----|
| ○石川県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例 (総務課) | 1 | ○健康増進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 (健康推進課) 23 | |
| ○職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) | 2 | ○石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (薬事衛生課) 24 | |
| ○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (同) | 2 | ○石川県ふぐの処理等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (同) | 25 |
| ○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (同) | 4 | ○石川県動物愛護管理員の設置に関する条例 (同) | 25 |
| ○石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (行政経営課) | 5 | ○いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例 (少子化対策監室) | 26 |
| ○教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同) | 7 | ○ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例 (環境政策課) | 27 |
| ○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (同) | 7 | ○石川県卸売市場条例を廃止する条例 (生産流通課) | 49 |
| ○石川県特別会計条例の一部を改正する条例 (財政課) | 8 | ○石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例 (同) | 50 |
| ○石川県手数料条例の一部を改正する条例 (同) | 9 | ○石川県漁港管理条例の一部を改正する条例 (水産課) | 52 |
| ○石川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例 (市町支援課) | 12 | ○石川県流域下水道条例の一部を改正する条例 (都市計画課) | 53 |
| ○石川県体育施設条例の一部を改正する条例 (スポーツ振興課) | 12 | ○石川県都市公園条例の一部を改正する条例 (公園緑地課) | 56 |
| ○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 (厚生政策課) | 13 | ○石川県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課) | 56 |
| ○石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (医療対策課) | 22 | ○石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例 (警察本部) | 57 |
| ○大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (同) | 22 | ○石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (同) | 58 |
| | | ○石川県教職員定数条例の一部を改正する条例 (教育委員会事務局) | 58 |

条 例

石川県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第一号

石川県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県が設立する地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下「石川県公立大学法人」という。)の

法第十九条の二第一項に規定する役員等（以下「役員等」という。）が任務を怠つたことによつて損害が生じた場合において当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、同条第四項の規定により知事の承認を得て石川県公立大学法人が行う当該役員等が負うべき賠償の責任の一部免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免除に関し条例で定める額）

第二条 法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長及び副理事長 六

二 理事 四

三 監事及び会計監査人 二

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年石川県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第二項中「別表第一に定める額」を「業務に従事した日一日につき八百円(管理職手当が支給される職員にあつては、二百二十円)」に改める。

第四条第一項第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「規定する家畜伝染病」の下に「(次号において「家畜伝染病」という。)」を加え、「が発生し、又は発生のおそれがある場合における伝染病患畜又は伝染病の疑いのある患畜に対する防疫作業」を「のまん延を防止するために行う作業(同号の作業を除く。)のうち知事が認める作業」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 家畜伝染病のうち人事委員会規則で定めるもののまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業

第四条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号及び第四号の作業 二百円(同項第一号に規定する知事が認める作業については二百円の範囲内において知事が定める額、同項第四号に規定する捕獲の作業については八百円)

二 前項第二号の作業 二百九十円

三 前項第三号の作業 三百八十円(著しく危険であると知事が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)

第四条の三を削り、第四条の四を第四条の三とする。

第六条第二項中「別表第二」を「別表」に改める。

第六条の三第二項第一号イ中「六千八百円」を「七千三百円」に改め、同号ロ(1)中「三千三百円」を「三千五百五十円」に改め、同号ロ(2)中「二千九百円」を「三千百円」に改め、同号ロ(3)中「二千円」を「二千五百五十円」に改める。

第六条の五第一項第一号中「農業安全課」を「畜産振興・防疫対策課」に改め、同項第三号中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改める。

第九条の二第一項第一号中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に、「生産流通課」を「畜産振興・防疫対策課」に改め、同項第八号中「ダム管理事務所」に本務として勤務する職員が」を「職員がダム又はダム管理事務所において」に改める。

第十五条第二項中「に掲げる」を「の作業及び同項第四号に規定する」に改め、同条第三項第二号中「同条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に改め、同項第四号中「第四条の四」を「第四条の三」に改める。

第十五条の二中「、第三条第二項」及び「、第四条の四第二項」を削る。

別表第一を削り、別表第二を別表とする。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から一年を経過する日までの間における老人病とう等の看護業務に従事する職員の特殊勤務手当の支給については、改正前の第四条の三の規定は、なお効力を有する。この場合において、同条第二項中「五千元」とあるのは、「二千五百円」とする。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十二条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する普通地方公共団体の長等(以下「知事等」という。)の県に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事等の損害賠償責任の一部免責)

第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免除する。

- 一 地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 県から法第二百四十二条の二第二項の損害を賠償する責任(以下「知事等の損害賠償責任」という。)の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次

イ 知事 六

ロ 副知事、教育委員会の教育長及び委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員並びに海区漁業調整委員会の委員 四

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員及び内水面漁場管理委員会の委員 二

ニ 職員(地方警務官並びにロ及びハに掲げる職員を除く。) 一

一 地方警務官 国から知事等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき地方自治法施行令第百七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警察本部長 一

ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 第二条の規定は、この条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

(石川県病院事業の設置等に関する条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

一 石川県病院事業の設置等に関する条例 (昭和四十一年石川県条例第五十三号) 第十一条

二 石川県港湾土地造成事業の設置等に関する条例 (昭和五十年石川県条例第五十六号) 第八条

三 石川県水道用水供給事業の設置等に関する条例 (昭和四十二年石川県条例第二十二号) 第八条

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第五号

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

石川県の事務処理の特例に関する条例 (平成十一年石川県条例第三十七号) の一部を次のように改正する。

第二条の表十九の項中「及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 (平成十八年環境省令第一号。以下この項において「省令」という。)」を削り、同項ヨ中「第二十二條の六第二項」を「第二十一條の五第二項」に、「犬猫等」を「動物」に改め、同項タ中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の六」に改め、同項シ中「において」の下に「読み替えて」を加え、同項中アからスまでを削り、テをミとし、オからエまでをコからメまでとし、同項ノ中「第二十五條第三項」を「第二十五條第四項」に、「又は」を「及び」に改め、同項中ノをケとし、その次に次のように加える。

フ 法第二十五條第五項の規定による報告の徴収及び立入検査

第二条の表十九の項中「第二十五條第二項」を「第二十五條第三項」に改め、同項中キをマと

し、同項ウ中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に改め、同項中ウをやとし、ムをオとし、その次に次のように加える。

ク 法第二十五条第一項の規定による指導及び助言

第二条の表十九の項中ラをノとし、同項ナ中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同項中ナをオとし、同項ネ中「において」の下に「読み替えて」を加え、同項中ネをオとし、その次に次のように加える。

ラ 法第二十四条の二第一項の規定による勧告

ム 法第二十四条の二第二項の規定による措置の命令

ウ 法第二十四条の二第三項の規定による報告の徴収及び立入検査

第二条の表十九の項ツ中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、「において」の下に「読み替えて」を加え、同項中ツをネとし、同項ソの次に次のように加える。

ツ 法第二十三条第三項（法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公表

第二条の表二十の項を次のように改める。

| | |
|---|------------|
| <p>二十 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 省令第二条第五項（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付</p> <p>ロ 省令第二条第六項の規定による登録証の再交付</p> <p>ハ 省令第二条第八項の規定による登録証の亡失の届出の受理</p> <p>ニ 省令第二条第九項の規定による登録証の返納の受理</p> <p>ホ 省令第十条の六第三項の規定による書類の提出の要求</p> <p>ヘ 省令第十三条第十号の規定による管轄区域外の飼養又は保管の通知の受理</p> <p>ト 省令第十五条第五項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付</p> <p>チ 省令第十五条第六項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付</p> <p>リ 省令第十五条第八項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の亡失の届出の受理</p> <p>ス 省令第十五条第九項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理</p> <p>ル 省令第十六条第一項の規定による飼養又は保管の廃止の届出の受理</p> <p>ヲ 省令第二十条第三号の規定による識別措置の内容の届出の受理</p> | <p>金沢市</p> |
|---|------------|

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第六号

教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例(平成二十九年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

本則中「同項第一号」を「同項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第七号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第一条 石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ハ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第二条第二号ニ」を「第三条第二号ニ」に改める。

(石川県手数料条例の一部改正)

第二条 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表三十六の項14イ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、

「以下」の下に「この項及び六十七の項において」を加える。

(石川県税条例の一部改正)

第三条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四百四十一条第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項」に改める。

第四百四十四条の九の二中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第八号

石川県特別会計条例の一部を改正する条例

石川県特別会計条例(昭和二十九年石川県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

本則中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(石川県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正前の石川県特別会計条例本則第七号に規定する石川県就農支援資金特別会計(次項において「旧就農支援資金特別会計」という。)の令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、旧就農支援資金特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

(石川県特別会計条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 石川県特別会計条例の一部を改正する条例(平成二十二年石川県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(石川県特別会計条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正前の石川県特別会計条例の一部を改正する条例附則第二項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例による改正前の石川県特別会計条例本則第六号に規定する石川県農業改良資金特別会計(次項において「旧農業改良資金特別会計」という。)の令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際、旧農業改良資金特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。
- 8 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第九号

石川県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表四の項18中「魚介類せり売営業の」を「魚介類競り売り営業の」に、「魚介類せり売営業許可申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可申請手数料」に改め、同項19中「魚肉ねり製品製造業の」を「魚肉練り製品製造業の」に、「魚肉ねり製品製造業許可申請手数料」を「魚肉練り製品製造業許可申請手数料」に改め、同項29中「醬油製造業の」を「しょうゆ製造業の」に、「醬油製造業許可申請手数料」を「しょうゆ製造業許可申請手数料」に改め、同項34中「めん類製造業の」を「麺類製造業の」に、「めん類製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に改め、同表三十三の項1中「毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号。以下この項において「令」という。)第三十六条の七第一項第一号の規定に基づく」及び「(令第三十六条の七第一項第一号に規定する製剤製造業者等(以下この項において「製剤製造業者等」という。)に係る申請に限る。)」を削り、「毒物劇物の製造業又は輸入業の登録申請(製剤製造業者等に限る。)手数料」を「毒物劇物製造業・輸入業登録申請手数料」に改め、同項2を削り、同項3中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、同項中3を2とし、同項4中「令第三十六条の七第一項第一号の規定に基づく法第四条第四項」を「法第四条第三項」に改め、「(製剤製造業者等に係る申請に限る。)」を削り、「毒物劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請(製剤製造業者等に限る。)手数料」を「毒物劇物製造業・輸入業登録更新申請手数料」に改め、同項中4を3とし、5を削り、同項6中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、同項中6を4とし、7を5とし、同項8中「令第三十六条の七第一項第三号の規定に基づく」及び「(製剤製造業者

等に係る申請に限る。）」を削り、「毒物劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請（製剤製造業者等に限る。）手数料」を「毒物劇物製造業・輸入業登録変更申請手数料」に改め、同項中8を6とし、9を削り、同項10中「令」を「毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下この項において「令」という。）」に改め、「劇物の」の下に「製造業、輸入業又は」を加え、「毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料」を「毒物劇物製造業・輸入業・販売業登録票書換え交付手数料」に改め、同項中10を7とし、同項11中「劇物の」の下に「製造業、輸入業又は」を加え、「毒物劇物販売業登録票再交付手数料」を「毒物劇物製造業・輸入業・販売業登録票再交付手数料」に改め、同項中11を8とし、同表三十五の項3ロ(5)中「豚コレラ予防注射」を「豚熱予防注射」に改め、同表三十六の項17ロ中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を、「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、同表五十八の項2中「六千五百円」を「六千四百円」に改め、同表八十三の四の項中「四千七百十円」を「七千四百円」に改め、同表八十三の八の項2イ中「次に」を「住戸及び住宅用途に供する共用の廊下、階段その他共用の部分（以下この項において「共用部分」という。）を評価する場合にあつては次に」に、「とする。この」を「とし、住戸のみを評価する場合にあつては1イに定める金額とする。これらの」に改め、同項2イ(1)中「住宅用途に供する共用の廊下、階段その他共用の部分（以下この項において「共用部分」という。）を「共用部分」に改め、同項2ロ中「次に」を「住戸及び共用部分を評価する場合にあつては次に」に、「とする。この」を「とし、住戸のみを評価する場合にあつては1ロに定める金額とする。これらの」に改め、同項5イ中「次に」を「住戸及び共用部分を評価する場合にあつては次に」に、「とする。この」を「とし、住戸のみを評価する場合にあつては4イに定める金額とする。これらの」に改め、同項5ロ中「次に」を「住戸及び共用部分を評価する場合にあつては次に」に、「とする。この」を「とし、住戸のみを評価する場合にあつては4ロに定める金額とする。これらの」に改め、同表八十三の十の項1中「の合計」を削り、同項1備考の欄を次のように改める。

法第三十条第一項の規定による認定を受けた法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物（法第二十九条第三項に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。）に係る手数料の金額は、イ及びロの規定にかかわらず、当該他の建築物のエネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じ、5ロに定める金額とする。

別表八十三の十の項2中「の合計」を削り、同項2備考の欄を次のように改める。

法第三十一条第一項の規定による認定を受けた法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に係る手数料の金額は、イ及びロの規定にかかわらず、当該他の建築物のエネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じ、8ロに定める金額とする。

別表八十三の十の項4中「の合計」を削り、同項中

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に併せて法第三十条第二項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、二十六の項1に定める金額を加算する。

を

- (一) 手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の欄に掲げる金額の合計金額とする。
- (二) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に併せて法第三十条第二項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、二十六の項1に定める金額を加算する。

に

改め、同項5、7、8及び10イ(1)中「の合計」を削り、同項10イ(2)中「による方法」の下に「又はモデル住宅法・フロア入力法(基準省令に規定するモデル住宅又はモデル共同住宅を用いる方法をいう。)」を加え、「の合計」を削り、同項10ロ中「の合計」を削り、同項10備考の欄を次のように改める。

手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の欄に掲げる金額の合計金額とする。

別表八十三の十の項11中「の合計」を削り、同表八十七の項1中「一万八千五百二十円」を「一万八千八百四十円」に改め、同項2中「二万六千二百二十円」を「二万八千八百九十円」に改める。

第二条 石川県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表八十三の十の項1中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に改め、同項2中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同項4中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同項4イ中「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改め、同項中「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同項5及び6中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同項7、8及び9中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項10中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同項10イ中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同項11及び12中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表三十五の項3ロ(5)の改正規定は公布の日から、同表四の項の改正規定は同年六月一日から、第二条の規定は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の別表八十七の項の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る

試験、加工等の手数料について適用し、同日前の依頼に係る試験、加工等の手数料については、なお従前の例による。

石川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十号

石川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

石川県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年石川県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二年」を「三年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に石川県固定資産評価審議会委員である者の任期については、なお従前の例による。

石川県体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十一号

石川県体育施設条例の一部を改正する条例

石川県体育施設条例(昭和三十九年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二号5の表に次のように加える。

| | | | |
|-----------|---------|-----|-------|
| 冷 暖 房 設 備 | 柔道場(全面) | 一時間 | 一、七〇〇 |
| | 剣道場(全面) | 一時間 | 一、七〇〇 |

別表第五号2の表に次のように加える。

| | | | |
|-----------|-------|-----|-----|
| 冷 暖 房 設 備 | 管理棟一階 | 一時間 | 三〇〇 |
| | 管理棟二階 | 一時間 | 三〇〇 |

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十二号

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針(第三条)

第三章 設備及び運営に関する基準(第四条―第三十二条)

第四章 雑則(第三十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第二条第三項第八号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の範囲)

第二条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 次に掲げる事項のいずれかを満たすものであること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること(明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む)。

ロ 入居者の総数に占める生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)の数の割合がおおむね五十パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合がおおむね五十パーセント以上であり、利用料(居室使用料及び共益費を除く。)を受領してサービスを提供していること(サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む)。

二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条第一項に規定する厚生労働大臣の定める基準(同法第十一条第一項第三号に規定する住宅扶助に係るものに限る。)に基づき額以下であること。

第二章 基本方針

第三条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるかどうかについて常に把握しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町及び生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、入居者の人権の擁護、入居者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第四条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第五条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第六条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは法第八十九条第一項に規定する社会福祉事業等に一年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。)をできる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。
- 3 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第二十一条を除き、以下同じ。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七

十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員、同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者その他同号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者として規則で定める者であつてはならない。

(運営規程)

第七条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、速やかに県に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第八条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の特性、当該無料低額宿泊所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入居者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、施設防災計画に基づき、非常災害時における関係機関との連絡調整及び連携並びに入居者の避難誘導を円滑に行うための体制を整備し、定期的に当該体制について職員及び入居者に周知するとともに、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、前項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて当該施設防災計画の見直しを行わなければならない。

(記録の整備)

第九条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 第三十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第十条 無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第十一条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が五人以上十人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であつて、利用期間が原則として一年以下のもの（入居定員が四人以下のものに限る。以下この条及び第三十二条において「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね二十分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものでなければならない。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のみ 四以下

二 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 八以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

一 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のみ 二十人以下

二 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四十人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第九条各項に規定する記録のほか、第二十条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完了の日から五年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第十二条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項に定めるほか、無料低額宿泊所は、消火器、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に提供するサービスに支障がないときは、当該各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 炊事設備

三 洗面所

四 便所

五 浴室

六 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

一 共用室

二 相談室

三 食堂

6 第四項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(職員配置の基準)

第十三条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下「日常生活支援住居施設」という。)に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第十四条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間(一年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約(借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十八条の規定による定期建物賃貸借を除く。)の場合は、一年とする。)及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)等県又は市町との関係機関と協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に制限するような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

- 6 無料低額宿泊所は、第一項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、次項に定めるところにより当該入居申込者の承諾を得て、第一項に規定する重要事項及び第二項に規定する事項（以下この条において「重要事項等」という。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、無料低額宿泊所が当該提供を行つたときは、第一項に規定する重要事項を記した文書を交付したものとみなす。
- 8 無料低額宿泊所は、前項の規定により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容として規則で定める事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 9 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつた場合には、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をしたときは、この限りでない。

（入退居）

第十五条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となつたと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等県又は市町の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用料の受領）

第十六条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第七号に掲げる費用については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 居室使用料
- 三 共益費

四 光熱水費

五 日用品費

六 基本サービス費

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、規則で定める。

(サービス提供の方針)

第十七条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第十八条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合には、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第十九条 無料低額宿泊所は、入居者に対し一日に一回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第二十条 無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第二十一条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第二十二条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十三条 無料低額宿泊所は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体

制を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第二十四条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十五条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第二十六条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、規則で定めるところにより、無料低額宿泊所が日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

(掲示及び公表)

第二十七条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第二十八条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第二十九条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合には、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(苦情への対応)

第三十条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県に報告しなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十一条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準の規定の適用)

第三十二条 第十一条第一項の規定によりサテライト型住居を設置した場合において、第十二条第三項から第五項までの規定は、当該設置されたサテライト型住居ごとに適用する。

第四章 雑則

(規則への委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十一条及び第三十二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(居室に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十四号)第五条の規定による改正前の法(以下「旧法」という)第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く)については、第十二条第六項に規定する居室の設備の基準のうち規則で定めるものは、この条例の施行後三年間は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に旧法第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が平成二十七年六月三十日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成している

ものを含み、同年七月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第十二条第六項に規定する規則で定める基準(居室の床面積に関する基準に限る。以下「床面積基準」という。)を満たさないもの(次項において「特定居室」という。)については、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

- 一 居室の床面積が、収納設備を除き、三・三平方メートル以上であること。
 - 二 入居予定者に対し、あらかじめ、居室が床面積基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
 - 三 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - 四 第十二条第五項の規定にかかわらず、共用室を設けること。
 - 五 居室の床面積の改善についての計画を、県と協議の上作成すること。
 - 六 前号の規定により作成した計画を県に提出するとともに、段階的かつ計画的に床面積基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 4 特定居室を有する建物については、前項第六号に規定する必要な改善が行われない限り、新たな居室の増築を行ってはならない。

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十三号

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十万分の四十」を「十万分の三十八」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十四号

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県立総合看護専門学校条例の一部改正)

第一条 石川県立総合看護専門学校条例(昭和四十八年石川県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(授業料減免の対象者の特例)

- 5 学校の第二看護学科及び第三看護学科に在学する者に係る授業料については、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第八条第一項の規定による認定の審査に要する期間、その徴収を猶予することができる。

(石川県立保育専門学園条例の一部改正)

第二条 石川県立保育専門学園条例(昭和三十九年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 第五条第一項又は第三項の規定により徴収する授業料については、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第八条第一項の規定による認定の審査に要する期間、その徴収を猶予することができる。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

健康増進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十五号

健康増進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県がん対策推進条例の一部改正)

第一条 石川県がん対策推進条例(平成二十八年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「第二十五条」を「第二十八条第三号」に、「分煙又は禁煙」を「禁煙又は分煙」に改める。

(石川県興行場法施行条例の一部改正)

第二条 石川県興行場法施行条例(昭和五十九年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「及び喫煙場所」を削る。

第六条第二項第二号中「、喫煙場所」を削り、同号後段を削る。

第八条第一項第七号中「禁煙等」を削る。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十六号

石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

石川県食品衛生法施行条例(平成十二年石川県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十条第二項及び」を削る。

第二条を削る。

第三条第一項中「別表第三」を「別表第一」に改め、同条第二項中「別表第四」を「別表第二」に、「別表第五」を「別表第三」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「前二条」を「前条」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条から第十条までを二条ずつ繰り上げる。

別表第一から別表第二までを削る。

別表第三中「第三条関係」を「第二条関係」に改め、同表の第二第十五号中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同号イ及びロ中「せり売場」を「競り売り場」に改め、同表の第二第十六号中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同表の第二第二十六号中「醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同号イ中「醸造醤油」を「醸造しょうゆ」に改め、同号ロ中「アミノ酸醤油」を「アミノ酸しょうゆ」に改め、同表の第二第三十一号中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同表を別表第一とする。

別表第四中「第三条関係」を「第二条関係」に改め、同表を別表第二とする。

別表第五中「第三条関係」を「第二条関係」に改め、同表を別表第三とする。

附 則

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

2 この条例による改正前の第二条、第六条及び別表第一から別表第二までの規定は、この条例の施行の日から令和三年五月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、第二条第一項中「法第五十条第二項」とあるのは、「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)第一条の規定による改正前の法第五十条第二項」とする。

石川県ぶぐの処理等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十七号

石川県ぶぐの処理等の規制に関する条例の一部を改正する条例

石川県ぶぐの処理等の規制に関する条例(平成十八年石川県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削る。

第二十六条中「食品衛生法」の下に「(昭和三十二年法律第二百三十三号)」を加え、「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改める。

第三十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、同年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石川県動物愛護管理員の設置に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十八号

石川県動物愛護管理員の設置に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号。次条第一項において「法」という。)第三十七条の三第一項に規定する動物愛護管理担当職員の設置に関し必要な事項について定めるものとする。

(動物愛護管理員)

第二条 県は、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第三十七条の三第一項の規定により、県に動物愛護管理担当職員として、石川県動物愛護管理員(次項において「動物愛護管理員」という。)を置く。

2 動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する県の職員のうちから知事が任命する。

(委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十九号

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

いしかわ子ども総合条例(平成十九年石川県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第一節 地域社会全体による子育て支援(第六十九条―第七十二条) 第二節 子育てをする雇用労働者への配慮(第七十三条―第七十五条)」を

「第一節 男性の子育てへの参画の促進(第六十八条の六・第六十八条の七)

第二節 地域社会全体による子育て支援(第六十九条―第七十二条) に改める。

第三節 子育てをする雇用労働者への配慮(第七十三条―第七十五条) 」

第二条第一号中「(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)」を削り、同条第四号中「(十八歳未満の若で婚姻により成年に達したものとみなされるものを含む。)」を削る。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

(男性の子育てへの参画の促進)

第十四条の三 県は、保護者である男性の子育てへの参画の促進に向け、必要な施策の推進に努めるものとする。

第二十六条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 市町長は、乳幼児を養育する保護者又は妊婦若しくはその配偶者に対し、前項の規定により指定した乳幼児登録園に関する情報の提供に努めるものとする。

第三十二条第二項を次のように改める。

2 県は、市町が行う放課後児童健全育成事業(児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。)が適正かつ円滑に行われるよう、市町に対する必要な助言及び適切な援助を行うものとする。

第三十二条第三項を削る。

第四章中第二節を第三節とし、第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節 男性の子育てへの参画の促進

(男性の子育てへの参画の促進に向けた意識啓発)

第六十八条の六 県は、男性の子育てへの参画の促進に向け、県民及び事業主への意識の啓発その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(男性の子育てに対する支援)

第六十八条の七 県は、保護者である男性に対し、子育てを行うために必要な情報提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成十六年石川県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

「第二款 石綿粉じんの排出等に関する規制(第八十二条の四―第八十二条の六)

目次中 第二款 石綿含有吹付け材使用建築物の適正管理(第八十二条の七) を

第四款 雑則(第八十二条の八・第八十二条の九) 」

「第二款 石綿含有建築材料を使用する建築物等の適正管理(第八十二条の四)

第三款 雑則(第八十二条の五・第八十二条の六) 」 に、

「第三目 雑則(第百二十七条―第百三十一条) 」を

「第三目 生態系維持回復事業(第百二十六条の二―第百二十六条の五)

第四目 雑則(第百二十七条―第百三十一条) 」 に、

「里山」を「里山里海」に、「第百五十三条」を「第百五十三条の二」に、

「第三目 公園計画及び公園事業(第百六十二条―第百六十八条)

第四目 保護及び利用(第百六十九条―第百八十二条)

第五目 風景地保護協定(第百八十三条―第百八十八条) を

第六目 公園管理団体(第百八十九条―第百九十四条)

第七目 雑則(第百九十五条・第百九十六条) 」

「第三目 公園計画(第百六十二条・第百六十四条)

第四目 公園事業(第百六十四条の二―第百六十八条)

第五目 保護及び利用（第六十九條―第八十二條）

第六目 生態系維持回復事業（第八十二條の二―第八十二條の五） に、

第七目 風景地保護協定（第八十三條―第八十八條）

第八目 公園管理団体（第八十九條―第九十四條）

第九目 雑則（第九十五條・第九十六條）

「第二百四十六條」を「第二百四十六條の二」に改める。

第三條第一項中「かんがみ」を「鑑み」に、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改める。

第二十一條第二項第三号を次のように改める。

三 地球温暖化対策推進法第二十一條第一項に規定する地方公共団体実行計画

第二十一條第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第十二條に規定する地域気候変動適応計画

第二十一條第二項中第六号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第八條第一項に規定する環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画

第三十七條に次の一項を加える。

6 公害紛争処理法第三十六條第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同條第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につき、その旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請に係る手数料の額は、第二項又は第三項の規定にかかわらず、第二項又は第三項の規定により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納付した手数料の額を差し引いた額とする。

第四十一條第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第四十三條第一項中「第七條」を「第七條第一項」に改める。

第四十六條第一号中「第十四條の四第一項」を「第十四條の五第一項」に改め、同條第二号中「（以下「家畜排せつ物等」という。）」を削る。

第五十一條第一項第五号中「能力」を「行為能力」に改める。

第五十六條の次に次の一條を加える。

（浄化槽管理士に対する研修）

第五十六條の二 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければならない。

第五十七條第三項中「第七條及び第十一條」を「第七條第一項及び第十一條第一項」に改める。

第八十二條の二第二号中「石綿含有吹付け材」を「石綿含有建築材料」に改め、同條第三号を削る。

第八十二條の三第四項中「建築物」を「建築物その他の工作物（以下この節において「建築物等」

という。)」に改める。

第三編第一章第一節の二第二款を削る。

第三編第一章第一節の二中「第三款 石綿含有吹付け材使用建築物の適正管理」を「第三款 石綿含有建築材料を使用する建築物等の適正管理」に改める。

第八十二条の七の見出し中「建築物」を「建築物等」に改め、同条中「建築物」を「建築物等」に、「石綿含有吹付け材を使用」を「石綿含有建築材料を使用」に、「その石綿含有吹付け材」を「当該建築材料」に、「石綿が排出」を「石綿粉じんが排出」に改め、第三編第一章第一節の二第三款中同条を第八十二条の四とする。

第三編第一章第一節の二第三款を同節第二款とする。

第八十二条の八第一項を次のように改める。

知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、石綿含有建築材料を使用する建築物等で、当該建築材料の損傷、劣化等により、大気中に石綿粉じんが排出され、若しくは飛散し、県民の健康若しくは生活環境に著しい被害を生じさせ、若しくはそのおそれがあると認められるものの所有者、管理者若しくは占有者（次条第一項及び第二項において「飛散建築物等の所有者等」という。）に対し、当該建築材料の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該石綿含有建築材料を使用する建築物等に立ち入り、当該建築材料その他の物件を検査させることができる。

第三編第一章第一節の二第四款中第八十二条の八を第八十二条の五とする。

第八十二条の九第一項から第三項までを削り、同条第四項中「飛散等建築物」を「飛散建築物等」に、「石綿の排出」を「石綿粉じんの排出」に、「当該石綿含有吹付け材」を「石綿含有建築材料」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項中「特定工事等を施工する者又は飛散等建築物」を「飛散建築物等」に改め、「必要な措置が講ぜられるまでの間、当該石綿粉じん排出等作業を一時停止すべきことその他の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項を同条第四項とし、同条を第八十二条の六とする。

第三編第一章第一節の二第四款を同節第三款とする。

第八十三条第五号中「建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項」を「廃棄物処理法第二十一条の三第二項」に改め、同条第七号中「建設リサイクル法第二条第十項」を「廃棄物処理法第二十一条の三第二項」に改め、同条第八号中「建設リサイクル法第二条第十項」を「廃棄物処理法第二十一条の三第二項」に改める。

第八十五条を次のように改める。

（産業廃棄物の保管の場所の届出）

第八十五条 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物（規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管（規則で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、あら

かじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る保管の場所を産業廃棄物の保管の用に供しなくなったときは、その日から三十日以内に規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の非常災害のために必要な応急措置として行う場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。第九十条及び第九十一条第一項中「又は土地所有者等」を「、土地所有者等その他の関係者」に改める。

第九十二条第一項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「第八十五条第四項若しくは第五項、」を削り、同号を同項第一号とし、同項第五号を同項第二号とし、同条第二項中「、事業者等」を「、事業者」に、「前項第一号から第四号まで」を「前項第一号」に、「当該事業者等」を「当該事業者」に改める。

第一百四十一条第一項中「知事」の下に「(市の区域内の地域にあつては市長)」を、「地域」の下に「金沢市の区域内の地域を除く。」を加える。

第一百八条第一項中「前条」を「前条各項」に改める。

第一百四十四条第一項中「何人も」の下に「、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十一条第一項に規定する汚染土壌処理施設において処分する場合を除いては」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項中「当該土砂等」を「当該土砂埋立て等」に改める。

第一百八条第一項第二号及び第四号中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第三項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第四項中「その案」を「当該指定の案」に改め、同条第五項及び第六項中「案」を「指定の案」に改める。

第一百九条第一項及び第二項第四号中「施設」を「事業」に改める。

第二百一十一条第三項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第四項ただし書中「第七号」を「第十号」に改め、同項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む)。

第百二十一条第八項を次のように改める。

- 8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

第百二十一条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 認定生態系維持回復事業等（第百二十六条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。次条第三項第四号及び第百二十三条第六項第三号において同じ。）として行う行為

第百二十二条第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

- 四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

第百二十二条第四項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

第百二十三条第一項中「(以下「普通地区」という。)」を削り、同条第六項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第百二十四条第一項中「付せられた」を「付された」に改める。

第百二十五条第一項及び第百二十六条第一項中「第百二十二条第三項第六号」を「第百二十二条第三項第七号」に改める。

第百二十九条第一項中「第百二十二条第三項第六号」を「第百二十二条第三項第七号」に、「付せられた」を「付された」に改める。

第三編第二章第二節第一款中第二目を第四目とし、第二目の次に次の一目を加える。

第三目 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第百二十六条の二 知事は、生態系維持回復事業（保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下この目において同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、保全計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下この目において「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生態系維持回復事業の目標
- 二 生態系維持回復事業を行う区域
- 三 生態系維持回復事業の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

- 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。
- 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(生態系維持回復事業の実施)

第二百二十六条の三 県は、保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

- 2 国又は県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国又は県以外の地方公共団体にあつては知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第二百二十六条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、

同項の認定を取り消すことができる。

- 一 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
- 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第二百二十六条の五 知事は、第二百二十六条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第三編第二章第三節中「第二款 里山の保全等の推進」を「第二款 里山里海の保全等の推進」に改める。

第二百二十二条の見出し中「里山」を「里山里海」に改め、同条第一項中「湿地等」を「湿地、沿岸域等」に、「里山」を「里山里海」に、「その保全」を「里山里海の保全」に改め、「活用」の下に「(以下「里山里海保全等」という。)」を加え、同条第二項中「その他の里山」を「その他の里山里海」に、「による里山の保全、再生及び活用(以下「里山保全等」という。)」に資する主体的な」を「がそれぞれに、又は協働して行い里山里海保全等に資する」に、「里山の整備」を「里山里海の整備」に、「里山に関する」を「里山里海に関する」に改める。

第二百二十二条第一項及び第二項第三号、第二百二十四条第一項第四号、第二百二十八条並びに第二百二十九条中「里山保全等」を「里山里海保全等」に改める。

第二百四十条第一項中「以下同じ」を「第二百四十六条第一項及び第二百五十二条の二第一項において同じ」に改める。

第二百四十一条第一項中「以下同じ」を「次条第一項及び第二百五十四条第二項において同じ」に改める。

第二百四十五条第一項中「国内希少野生動植物種(以下」を「国内希少野生動植物種(以下この条から第二百四十八条までにおいて)」に改め、同条第二項第二号中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第二百五十一条第三項中「国又は」を「国及び」に改める。

第三編第二章第三節第一款第三目中第二百五十二条の次に次の一条を加える。

(土地への立入り等)

第二百五十三条の二 知事は、保護整備事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地(水底を含む。以下この条において同じ。)の形質の軽微な変更をさせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
- 5 知事は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地又は立木竹の所在地の属する市町の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を公示しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は公示した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

第一百五十四条第二項中「**「個体」**を「**生きている個体**」に、「**協議しその同意を得なければならない**」を「**協議しなければならない**」に改める。

第一百五十五条第一項中「**又は同条第四項**」を「**、同条第四項**」に改め、「**付されたため**」の下に「**、又は第一百五十三条の二第一項の規定による行為によつて**」を加える。

第一百六十条第一号中「**すぐれた**」を「**優れた**」に、「**第一百六十一条**」を「**次条第一項**」に改め、同条第二号中「**施設**」を「**事業**」に改め、同条第三号中「**定めるもの**」の下に「**(第一百六十五条において「公園施設」という。)**」を加え、同条に次の一号を加える。

四 **生態系維持回復事業** 公園計画に基づいて行ふ事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

第一百六十二条第一項中「**聴いて決定しなければならない**」を「**聴かなければならない**」に改める。

第三編第二章第四節第二款中「**第三目 公園計画及び公園事業**」を「**第三目 公園計画**」に改める。

第一百六十三条の見出し中「**及び公園事業**」を削り、同条第一項中「**及び公園事業**」を削り、「**関係市町長**」を「**、関係市町長**」に改め、同条第二項中「**及び公園事業**」を削り、「**公示しなければならない**」を「**公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない**」に改める。

第一百六十四条の見出し中「**及び公園事業**」を削り、同条第一項中「**及び公園事業**」を削り、「**聴いて決定しなければならない**」を「**聴かなければならない**」に改め、同条第二項中「**及び公園事業**」を削る。

第一百九十五条第四項及び第五項を次のように改める。

- 4 第一項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第一百九十六条第一項中「**同条第五項**」を「**同条第六項**」に、「**付せられた**」を「**付された**」に改める。

第三編第二章第四節第二款中第七目を第九目とし、第六目を第八目とする。

第一百八十三条第一項中「**行つ者**」を「**行つもの**」に、「**海面**」を「**海域**」に改める。

第三編第二章第四節第二款中第五目を第七目とし、同目の前に次の一目を加える。

第六目 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第百八十二条の二 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画(以下この目において「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(生態系維持回復事業の実施)

第百八十二条の三 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

2 国又は県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添

付しなければならない。

- 6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国又は県以外の地方公共団体にあつては知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第八十二条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
- 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第八十二条の五 知事は、第八十二条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第六十五条を次のように改める。

(公園事業の執行)

第六十五条 公園事業は、県が執行する。

- 2 国又は県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。
- 3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。
- 4 第二項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 公園施設の種類
 - 三 公園施設の位置
 - 四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第二項の協議をした者又は第三項の認可を受けた者（以下この目において「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国又は県以外の地方公共団体にあつては知事に協議しなければならない、国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第五項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。
- 9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第百六十五条の次に次の七条を加える。

(改善命令)

第百六十五条の二 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(承継)

第百六十五条の三 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が国又は県以外の地方公共団体である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が国及び地方公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

- 2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。
- 3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第百六十五条第三項の認

可は、その相続人に対してしたものとみなす。

- 4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第百六十五条の四 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第百六十五条の五 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第百六十五条第三項の認可は、その効力を失う。

- 2 前項の規定により第百六十五条第三項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 知事は、第百六十五条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

- 一 第百六十五条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。
- 二 第百六十五条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。
- 三 第百六十五条の二の規定による命令に違反したとき。
- 四 偽りその他不正の手段により第百六十五条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第百六十五条の六 知事は、第百六十五条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第百六十五条の七 知事は、第百六十五条第三項の認可を受けた者に対し、この目の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(清潔の保持)

第百六十五条の八 国又は地方公共団体は、自然公園内の道路、広場、キャンプ場、スキー場、水泳場その他の公共の場所について、必要があると認めるときは、当該公共の場所の管理者と協力して、その清潔を保持するものとする。

第百六十六条の見出し中「経費」を「費用」に改める。

第百六十七条の次に次の四条を加える。

(市町の負担)

第百六十七条の二 県が公園事業を執行する場合において、当該公園事業の執行が特に市町を利するものであるときは、当該市町に、その受益の限度において、その執行に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を市町に負担させようとする場合においては、県は、当該市町の意見を聴かななければならない。

(受益者負担)

第百六十七条の三 県は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

(原因者負担)

第百六十七条の四 県は、他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となった場合においては、その原因となった工事又は行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となった限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)

第百六十七条の五 前三条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関して必要な事項は、規則で定める。

第百六十八条中「前三条」を「第百六十六条から前条まで」に、「公園事業のうち国の機関の行う事業について、前二条の規定は」を「、公園事業のうち、国の機関が行う事業、」に改める。

第百六十九条第四項中「次に掲げる」を「、次に掲げる」に改め、同項ただし書を次のように改

める。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

第百六十九条第四項中第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

十四 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）

第百六十九条第四項第十一号中「(以下この号において「指定動物」という。)」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第百六十九条第四項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第百六十九条第九項中「から前項まで」を「及び前三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 第百八十二条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業（次条第三項第四号及び第百七十八条第七項第二号において「認定生態系維持回復事業等」という。）として行う行為

第百六十九条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧」を「木竹の植栽又は家畜の放牧（第四項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第四項各号に掲げる行為（同項第五号に掲げる行為を除く。）又は同項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第七号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為」を「第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為」に、「その指定又は区域の拡張の日」を「同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

第七十条第三項中「次条第一項」の下に「又は第七項」を加え、同項第一号中「第六十六条第二項」を「第七十九条第二項」に、「第五十六条」を「第六十八条」に、「前条第六項若しくは第八項」を「前条第七項若しくは第九項」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「知事が」を「規則で」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合

第七十条第四項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

第七十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

第七十一条第一項第二号中「知事が」を「規則で」に改め、同条に次の二項を加える。

7 自然公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第五項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第六項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

第七十二条第二項中「以下」を「以下この条から」に改め、同条第三項第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁鋼」に、「又は自然公園法、自然環境保全法、第一百八条から第三十一条まで若しくはこの款の規定に違反して」を「自然公園法若しくは自然環境保全法の規定に違反して刑に処せられ、又は第二百五十九条、第二百六十二条、第二百六十五条若しくは第二百六十六条の規定により」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者

第七十二条第六項中「(第二号を除く。)」を削り、「第五項まで」の下に「(同条第二項から第五項までの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)」及び第七項」を加える。

第七十六条第一項中「前条」を「次条」に改め、同条第二項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第三項中「規程」を「規定」に改める。

第七十七条の見出しを「(報告徴収及び立入検査)」に改める。

第七十八条第一項中「以下」を「次項において」に改め、「しようとする者は」の下に「、規則で定めるところにより」を加え、「その旨」を「規則で定める事項」に改め、同項第一号中「知事が」を「規則で」に改め、同項第六号中「海面」を「海域」に改め、同条第六項中「当該自然公

園」を「自然公園」に改め、同条第七項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「知事が」を「規則で」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第一百七十九条第一項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条第二項中「代わる」を「代わるべき」に、「以下」を「以下この条において」に、「負担において」を「負担において、」に改める。

第一百八十条の見出しを「(報告徴収及び立入検査)」に改め、同条第一項中「第七十条第三項第六号」を「第七十条第三項第七号」に改め、同条第二項中「第七十条第三項第六号」を「第七十条第三項第七号」に、「その職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、又は」を「立ち入り、」に改める。

第三編第二章第四節第二款第四目を同款第五目とし、第六十四条の次に次の目名及び一条を加える。

第四目 公園事業

(公園事業の決定)

第六十四条の二 公園事業は、知事が関係市町長及び審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
- 3 前二項の規定は、公園事業の廃止又は変更について準用する。

第二百二条第一項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第二百三条第一項中「対し、方法書」の下に「及びこれを要約した書類(次条及び第二百四条の二第四項において「要約書」という。)」を加える。

第二百四条中「前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない」を「公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書(第二百三十三條第一項第三号及び第二百三十五条においてこれらを「方法書等」という。)を前条第一項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(方法書説明会の開催等)

第二百四条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、第二百二条第一項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下この条において「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で

定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第二百五条第一項中「前条」を「第二百四条」に改める。

第二百十一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「第二百十三条第四項」を「第二百十二条第二項において準用する第二百四条の二第四項」に改める。

第二百十二条中「関係地域内において、準備書及び要約書(以下これらを「準備書等」という。)を公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない」を「公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書(第二百二十三条第一項第二号及び第二百三十五条においてこれらを「準備書等」という。)を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」に改める。

第二百十三条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項中「以下「説明会」を「以下この条において「準備書説明会」に、「説明会を開催」を「準備書説明会を開催」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二百四条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第二項から第五項までの規定中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二百十二条第一項において準用する第二項」と、「方法書の記載事項」とあるのは「準備書の記載事項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第二百十三条第一項及び第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

第二百十二条第三項から第五項までを削る。

第二百十九条中「関係地域内において、評価書等を公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない」を「公告の日から起算して一月間、評価書等を関係地域内において、公衆の縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」に改める。

第二百二十七条第一項を次のように改める。

事業者は、対象事業に係る工事に着手した場合において、評価書に記載された事後調査を実施

するときは、規則で定めるところにより、第二百十條第一項第六号ロに掲げる措置（回復すること
が困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであつて、その効果
が確実でないものとして規則で定めるものに限る。）、事後調査の項目、手法、場所その他の必要
な事項を記載した計画書（以下この条、次条第一項及び第二百三十三條において「事後調査計画
書」という。）を作成し、知事及び関係市町長に対し、当該事後調査計画書を送付するとともに、
規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。

第二百二十八條第二項を次のように改める。

- 2 事業者は、前項の事後調査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該事後調査の結果
及び当該事後調査により判明した環境の状態に応じて講ずる環境の保全のための措置であつて、
当該事業の実施において講じたものに係る報告書（以下この条及び第二百三十三條において「事
後調査報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町長に対し、当該事後調査報告書を送付す
るとともに、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。

第二百三十一條の表第二百二十七條第一項の項から第二百二十八條第三項の項までを次のように
改める。

| | | |
|------------|---------------|--|
| 第二百二十七條第一項 | 事業者 | 環境影響評価法第二十七條の規定による公告を行 った事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事 業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引 き継いだ者） |
| | 対象事業 | 環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業 |
| | 評価書に記載さ れた | 環境影響評価法第二十一条第二項に規定する評価 書（同法第二十五条第二項の規定による評価書の 補正がなされたときは、当該補正後の評価書）に 記載された同法第十四条第一項第七号ロに掲げる 措置（回復することが困難であるためその保全が 特に必要であると認められる環境に係るものであ つて、その効果が確実でないものとして、同法第 二十八條の二第一項の環境省令で定めるものに限 る。）及び同号ハに掲げる |
| | 事後調査 | 当該対象事業の実施以後における環境影響評価法 第二条第一項に規定する環境影響についての調査 |
| | 関係市町長 | 環境影響評価法第十五條に規定する関係市町村長 |
| 第二百二十七條第二項 | 事業者 | 環境影響評価法第二十七條の規定による公告を行 った事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事 業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引 き継いだ者） |
| 第二百二十八條第一項 | 事業者 | 環境影響評価法第二十七條の規定による公告を行 った事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事 |

| | | |
|------------|--|--|
| 第二百二十八条第二項 | 事後調査 | 業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者) 第二百三十一条において準用する第二百二十七条第一項の調査 |
| | 事業者 | 環境影響評価法第二十七条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者） |
| | 前項の事後調査 | 前項の調査 |
| | 当該事後調査の結果及び当該事後調査により判明した環境の状況に応じた講ずる環境の保全のための措置であつて、当該事業の実施において講じたものに係る報告書（以下この条及び第二百三十三条において「事後調査報告書」という。）を作成し、 | 環境影響評価法第三十八条の二第一項に規定する報告書を |
| | 関係市町長 | 環境影響評価法第十五条に規定する関係市町村長 |
| | 事後調査報告書 | 環境影響評価法第三十八条の二第一項に規定する報告書 |
| | 送付するとともに、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない | 送付しなければならない |
| 第二百二十八条第三項 | 事後調査報告書 | 環境影響評価法第三十八条の二第一項に規定する報告書 |
| | 事業者 | 環境影響評価法第二十七条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者） |

第二百三十三条第一項第二号中「方法書」を「方法書等」に改め、同条第三項中「以下」を「次

項及び次条第一項において」に改める。

第二百三十五条中「方法書」を「方法書等」に改める。

第二百四十条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

第二百四十一条第一項及び第三項中「。以下同じ」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(温室効果ガスの排出抑制等の普及啓発)

第二百四十一条の二 県は、県が行う温室効果ガスの排出の抑制及び吸収作用の保全(次項において「温室効果ガスの排出抑制等」という。)のための施策に関する普及啓発を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民、事業者又は民間団体がそれぞれに、又は協働して行う温室効果ガスの排出抑制等に関する活動について、助言及び情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第二百四十二条第一項中「、排出の抑制に係る措置及び目標」を削り、「以下」を「次項及び次条第一項において」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(地球温暖化対策実施状況報告書の提出等)

第二百四十二条の二 前条第一項の規定により地球温暖化対策計画書を提出した者は、規則で定めるところにより、地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の実施の状況を記載した報告書(次項において「地球温暖化対策実施状況報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、地球温暖化対策実施状況報告書について準用する。

第二百四十三条第一項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「。以下「省エネ法」という。)第十八条第一項に規定する乗用自動車等の特定機器(以下「を」)第四百四十五条第一項に規定する特定エネルギー消費機器等(以下この条において「に、」者(以下「を」者(次項において「に、」第二十条第一号)を「第四百四十七条第一号イ」に、「情報(以下「を」情報(同項において「に、」書面等(以下「を」書面等(同項において」に改める。

第二百四十五条第二項中「自動車等を使用するに当たっては、その」を「電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。)その他の温室効果ガスの排出量がより少ない自動車等の使用に努めるとともに、当該自動車等の」に改める。

第二百四十六条の見出し中「新エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改め、同条第一項中「二酸化炭素」を「温室効果ガス」に、「又はバイオマスを利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギーであつて規則で定めるもの(以下「新エネルギー」を「その他規則で定めるものを利用して得ることができるエネルギー(次項において「再生可能エネルギー」に改め、同条第二項中「新エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改め、第四編第一章第二節中同条の次に次の一条を加える。

(気候変動への適応に資する取組の推進)

第二百四十六条の二 県は、国、市町、事業者及び民間団体と連携し、気候変動（気候変動適応法第一条に規定する気候変動をいう。以下この条において同じ。）への適応に資する取組を推進するよう努めるとともに、市町、県民、事業者及び民間団体に対し、気候変動への適応に関する必要な情報を提供するよう努めるものとする。

第二百五十条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条第三項中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第二百五十九条中「第七十九条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第二百二十四条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第六十五条の六第一項又は第七十九条第一項の規定による命令に違反した者

第二百六十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二百六十二条第四号を同条第八号とし、同条第三号中「第七十一条第一項」の下に「又は第七項」を加え、同号を同条第七号とし、同条第二号中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に、「付せられた」を「付された」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第一号を第五号とし、同条に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

- 一 第二百二十一条第四項又は第二百二十二条第三項の規定に違反した者
- 二 第二百二十一条第五項（第二百二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者
- 三 第六十五条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）
- 四 第六十五条第十項の規定により認可に付された条件に違反した者

第二百六十三条を次のように改める。

第二百六十三条 第四百二十二条第四項又は第四百四十六条第四項の規定により許可に付された条件に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百六十五条中「第七十八条第二項」を「第二百二十三条第二項、第六十五条の二、第七十八条第二項」に改める。

第二百六十六条第一号から第三号までを削り、同条第十三号中「第九十五条第四項」を「第九十五条第五項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号中「規定による」を「規定に違反して、」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号中「第七十一条第五項」の下に「（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

- 一 第二百二十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第二百二十三条第四項の規定に違反した者

三 第二百五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第二百二十七条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

五 第六十五条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二百六十七条中第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、同条第九号中「第四百九十九条第四項」の下に「又は第五百五十二条の二第四項」を加え、「同条第一項」を「第四百九十九条第一項又は第五百五十二条の二第一項」に改め、同号を同条第四号とする。

第二百七十一条中「前条まで」の下に「(第二百六十二条第八号を除く。)」を加える。

第二百七十二条を次のように改める。

第二百七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第八十五条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六十五条第九項、第六十五条の四又は第六十五条の五第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者(第六十五条第三項の認可を受けた者に限る。)

三 第二百七十一条第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者

別表第一の一の項及び同表備考四中「第六十六号の二」を「第六十六号の三」に改める。

別表第一付表第二十五号を次のように改める。

二十五 削除

別表第一付表第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四―ジオキサシが発生するものに限る、洗浄装置を有しないものを除く。)

別表第一付表中第六十六号の七を第六十六号の八とし、第六十六号の六を第六十六号の七とし、同表第六十六号の五中「第六十六号の七」を「第六十六号の八」に改め、同号を同表第六十六号の六とし、同表第六十六号の四を同表第六十六号の五とし、同表第六十六号の三中「第五条の二」を「第六条」に改め、同号を同表第六十六号の四とし、同表中第六十六号の二を第六十六号の三とし、第六十六号の次に次の一号を加える。

六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサシの混合施設(前各号に該当するものを除く。)

別表第一付表第七十号中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上

災害の防止に関する法律」に改める。

別表第一付表第七十四号中「第二条第三項」を「第二条第六項」に改める。

別表第二中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第三の四の項中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項」を「第二条」に改め、同表の五の項中「第三十八条」を「第三十八条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五十六条の次に一条を加える改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

(産業廃棄物の保管の場所の届出等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の第八十五条第一項の規定による届出をした事業者は、改正後の第八十五条第一項の規定による届出をした事業者とみなす。

3 この条例による改正前の第八十五条第一項の規定による届出を行った事業者であつて、当該届出に係る場所と同一の場所について廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十二条第三項の規定による届出を行ったものについては、この条例による改正後の第八十五条第一項後段及び第二項の規定は、適用しない。

(自然公園の原状回復命令等に関する経過措置)

4 この条例による改正後の第六百六十五条の六の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の第六百六十五条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石川県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

6 石川県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年石川県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二十二の四の項イを削り、同項ロ中「第八十二条の八第一項」を「第八十二条の五第一項」に改め、同項中ロをイとし、同項ハ中「第八十二条の九第一項から第五項まで」を「第八十二条の六第一項及び第二項」に改め、同項中ハをロとし、同項ニ中「第八十二条の九第六項」を「第八十二条の六第三項」に改め、同項中ニをハとし、同項ホ中「第八十二条の九第七項」を「第八十二条の六第四項」に改め、同項中ホをニとし、へからすまでをホからトまでとする。

石川県御売市場条例を廃止する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十一号

石川県卸売市場条例を廃止する条例

石川県卸売市場条例（昭和四十六年石川県条例第五十五号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十二号

石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例

「食」は、人間の生命の維持に欠くことができない健康で充実した生活の基礎となる重要なものであり、農林水産業は、国民に対する食料の安定供給に貢献してきた。

「食」を取り巻く環境は、戦後の食料不足の時代から大きく様変わりしてきた。高齢化の進行や人口減少、国際化の一層の進展などに伴い、高度経済成長を支えた大量生産から多品種少量生産へと転換しつつあり、消費者の価値観は本物志向、健康志向が強まるなど変化してきた。このような我が国の「食」を取り巻く環境の変化により、高付加価値化が市場の潮流となっている。

石川県は、本州のほぼ中心部、日本海側に位置し、霊峰白山の裾野に広がる肥沃な石川平野や三方を海に囲まれた能登半島を擁しており、こうした豊かな気候風土の下で、これまで、量は多くはないが特長のある農林水産物を生み出し、磨きをかけ、価値を高める取組を進めてきた。この長年にわたる努力が今まさに結実し、石川県の農林水産業は大きく飛躍する時期を迎えている。

石川県の農林水産業は、古くから自然と調和して営まれ、祭礼文化や加工技術、棚田をはじめとする美しい景観や豊かな生態系が育まれてきた。これらが今もなお暮らしの中に息づく世界農業遺産「能登の里山里海」は、世界からも高く評価されている。

また、輪島塗や九谷焼等の伝統的工芸品、能登杜氏による日本酒等の発酵食品、華やかな加賀料理や和菓子等の優れた伝統文化、技が培われてきた。

石川県の気候風土を活かして生み出される農林水産物と、多彩で質の高い伝統文化、技が織りなす「食」は、石川県の比類なき魅力であり、観光客を魅了している。このことは、石川県の気候風土や伝統文化、技などが、他県には模倣できない価値を付加し得ることの証左である。

一方で、農林水産物の高付加価値化の取組を将来にわたって推し進めていくためには、農林水産

業を産業として大きく飛躍させるとともに、観光需要の高まりなどを好機として石川県内の他産業へも波及させ、石川県民が経済的及び精神的に充足するものとしなければならない。

このため、石川県の強みを生かした農林水産物のブランド化により、農林水産業の持続的な発展のみならず、石川県の魅力向上への昇華を経て、地域経済の活性化はもとより、石川県民の誇りの醸成にも寄与することを目指し、共通理念の下、行政、農林漁業関係団体、農林漁業者が連携し、本県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化を推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、石川県産の農林水産物(以下「県産農林水産物」という。)のブランド化に関し、基本理念を定め、県の責務及び関係団体の役割等を明らかにするとともに、ブランド化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本県における農林水産業の持続的な発展を図り、地域経済の活性化はもとより、石川県民の誇りの醸成にも寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ブランド化 農林水産物の持つ有意な差異を生かし、当該農林水産物の価値を向上させることをいう。
- 二 ブランド品目 ブランド化された、又はブランド化されるべき農林水産物をいう。
- 三 種子等 農林水産物の原原種、原種及び種子、種苗、球根等をいう。
- 四 生産者 ブランド品目を生産する農林漁業者及びその組織する団体をいう。
- 五 関係団体 ブランド化の取組に関係がある農業協同組合その他の農林漁業関係団体をいう。

(基本理念)

第三条 県産農林水産物のブランド化については、次に掲げる事項を基本とし、県、生産者及び関係団体が協力して推進されなければならない。

- 一 ブランド化は、市場の潮流を踏まえて展開するものとする。
- 二 ブランド化は、石川県固有の気候風土や伝統文化及び技の積極的な活用により行われるものとする。
- 三 ブランド化は、農林水産業を産業として大きく飛躍させるものとする。
- 四 ブランド化は、石川県の魅力の向上に貢献するものとする。

(県の責務)

第四条 県は、基本理念にのっとり、県産農林水産物のブランド化を推進する基本的な方針を定めるものとする。

- 2 県は、前項の方針にのっとり、県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるものとする。
- 3 県は、前項の施策を講ずるにあたって、有識者の意見を聞くことができる。

(ブランド化を推進する基本的な方針)

第五条 前条第一項の基本的な方針に定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 ブランド品目の生産振興を図ること。
- 二 ブランド品目の優良な種子等の確保を図ること。
- 三 新たにブランド化すべき県産農林水産物の開発及び育成を図ること。
- 四 ブランド品目の商品開発及び販路の開拓を図ること。
- 五 ブランド品目に係る知的財産権の保護を図ること。
- 六 ブランド化の推進に必要な人材の育成を図ること。
- 七 ブランド品目に係る情報の発信を図ること。
- 八 ブランド化の推進に対する県民の理解の醸成を図ること。

(ブランド品目及び生産者)

第六条 県は、第四条第二項の施策を講ずるにあたって、次に掲げる事項を認定する。

- 一 ブランド品目のうち、県がブランド化に関与すべき県産農林水産物
- 二 前号に規定する県産農林水産物の生産に意欲的な生産者
- 三 第一号に規定する県産農林水産物の種子等のうち、県が特に確保に関与すべきものの生産者

(関係団体の役割)

第七条 関係団体は、基本理念にのっとり、生産者によるブランド品目の生産振興の促進その他の県産農林水産物のブランド化の推進に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

(関係団体等の連携)

第八条 県、市町、生産者及び関係団体は、県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図りながら協力しなければならない。

- 2 県は、生産者及び関係団体に対し、県産農林水産物のブランド化の推進に必要な助言、指導その他の支援を行うものとする。
- 3 県民は、県産農林水産物のブランド化の推進について理解を深めるとともに協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第九条 県は、県産農林水産物のブランド化を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

石川県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十三号

石川県漁港管理条例の一部を改正する条例

石川県漁港管理条例(昭和三十二年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「一月(工作物の設置を目的とする占有にあつては、三年)」を「十年」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

石川県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十四号

石川県流域下水道条例の一部を改正する条例

石川県流域下水道条例(昭和六十三年石川県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県流域下水道事業の設置等に関する条例

第一条の見出しを「(流域下水道事業の設置等)」に改め、同条中「下水道法(昭和三十二年法律第七十九号。以下「法」という。)」第二十五条の十第一項の規定により、流域下水道」を「流域下水道事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方公営企業法(昭和三十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。))第二条第三項の規定に基づき、流域下水道事業に同条第二項に規定する財務規定等を適用する。

第一条の二を削る。

第二条の見出しを「(経営の基本)」に改め、同条表以外の部分中「流域下水道」を「流域下水道事業の施設として設置する流域下水道(下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第十一条を第二十条とし、第六条から第十条までを九条ずつ繰り下げる。

第五条中「第三条」を「第十二条」に改め、同条を第十四条とし、第四条を第十三条とする。

第三条中「(昭和三十二年法律第六十七号)」を削り、同条を第十二条とする。

第二条の二中「法第二十五条の十八第一項」を「下水道法第二十五条の十八第一項」に、「法第二十一条第二項」を「同法第二十一条第二項」に改め、同条を第十一条とし、第二条の次に次の八条を加える。

(利益の処分)

第三条 法第三十二条第二項の規定による利益の処分は、次項から第四項までの規定によるほか、議会の議決により行わなければならない。

- 2 事業年度末日において企業債（法第二十二條に規定する企業債をいう。以下この項、次項及び次条第一号において同じ。）を有する場合においては、毎事業年度生じた利益のうち法第三十二条第一項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下この項及び次項において「欠損金補填残額」という。）の二十分の一を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の二十分の一に満たない場合にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。
- 3 事業年度末日において企業債を有しない場合又は前項の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合においては、欠損金補填残額の二十分の一を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、欠損金補填残額の二十分の一から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てなければならない。
- 4 第二項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合においては、前項の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。

(積立金の取崩し)

第四条 減債積立金及び利益積立金は、次の各号に掲げる積立金の区分に応じ、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、あらかじめ議会の議決を経た場合を除き、当該各号に定める目的以外の用途に使用することができない。

- 一 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- 二 利益積立金 欠損金をつめる目的

(資本剰余金)

第五条 毎事業年度生じた資本剰余金については、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第六条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第七条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条の二の二第八項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第八条 流域下水道事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が百万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が三百万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第九条 知事は、流域下水道事業に関し、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月二十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概況

二 経営の状況

三 前二号に掲げるもののほか流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により、第一項に定める期日までに同項に規定する業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(構造の基準)

第十条 下水道法第二十五条の十八第一項において準用する同法第七条第二項の条例で定める流域下水道の構造の基準は、別表の上欄に掲げる流域下水道の施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

2 別表の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

一 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道

二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道

別表中「第一条の二関係」を「第十条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(石川県特別会計条例の一部改正)

2 石川県特別会計条例(昭和三十九年石川県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

本則第五号を次のように改める。

五 削除

(石川県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の石川県特別会計条例本則第五号に規定する石川県流域下水道特別会計(次項において「旧流域下水道特別会計」という。)の令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、旧流域下水道特別会計に所属する権利義務は、改正後の石川県流域下水道事業の設置等に関する条例第一条第一項に規定する流域下水道事業に係る特別会計に帰属するものとする。

石川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十五号

石川県都市公園条例の一部を改正する条例

石川県都市公園条例(昭和三十九年石川県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第二項に次の一号を加える。

八 鼠多門

第十条の五第三項中「及び第六号」を「、第六号及び第八号」に改める。

別表第七に次のように加える。

| | | | |
|---------------|--------|--------|--------|
| 五 鼠多門一階南側及び二階 | 五、九二〇円 | 六、九二〇円 | 八、六四〇円 |
| 六 鼠多門一階北側 | 三、〇七〇円 | 三、五八〇円 | 四、四七〇円 |

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

石川県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十六号

石川県県営住宅条例の一部を改正する条例

石川県県営住宅条例(昭和三十四年石川県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改める。

第十一条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項第一号に規定する連帯保証人が保証する極度額は、入居時における家賃の十二月分に相当する額とする。

4 第一項第一号の規定にかかわらず、家賃債務保証業者(賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務(以下この項において「家賃債務」という。)を保証することを業として行い者をいう。以下この項において同じ。)のうち、知事が指定するものと家賃に関する保証委託契約(家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。)を締結した入居決定者については、当該保証委託契約を締結したことを証する書面の提出をもつて請書の連帯保証人の連署に代えることができる。

第四十二条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第十一条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に連帯保証人となる者に適用し、同日前に連帯保証人となった者については、なお従前の例による。

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十七号

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例

石川県警察の警察署設置条例(昭和三十九年石川県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表付表二中「並木町」の下に「、観音町一丁目、観音町二丁目」を加える。

別表付表三中「金石味噌屋町」の下に「、金石新町、金石今町、金石海禅寺町」を加え、「黒田町」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十八号

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

石川県警察関係手数料条例(平成十二年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。
別表二の項3中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十九号

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例

石川県教職員定数条例(昭和四十四年石川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千七百八十四人」を「二千七百三十五人」に改め、同条第二項第一号中「六千百十五人」を「六千百四十五人」に改め、同項第二号中「二百七十一人」を「二百七十二人」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。